

用語解説



※1 めまづ暮らしオススメ隊 (P.6)

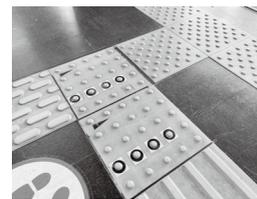
行政と協力しながら移住希望者の支援を行う個人・団体・事業者のこと。移住希望者に寄り添いながら、様々な情報提供やサービスの提供などを行う。

※2 液体ミルク (P.8)

乳児用の粉ミルクと同成分で、紙パックなどの容器に無菌状態で密閉されている。常温での保存が可能で、お湯に溶かすなどの作業は必要とせず、封を切ってそのまま利用することができる。

※3 コード化点字ブロック (P.9)

スマートフォン等のアプリで読み取ることができるマークをつけた点字ブロックのこと。スマートフォン等を点字ブロックにかざすことで、周辺の様々な情報を音声で聞くことができる。



※4 福祉避難所、※5 要配慮者 (P.9)

一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する人(要配慮者)のために設置する避難所のこと。要配慮者を受け入れる設備が整っていることから、主に社会福祉施設等が指定される。

沼津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しました

これまで、地方自治体の議員個人(沼津市議会議員)がその自治体(沼津市)に対して請負をすることは地方自治法において禁止されていました。しかし、近年、地方議会は議員のなり手不足という課題に直面していることから、地方自治法が改正され、請負の定義の明確化と議員個人の請負の規制が緩和されました。

これに伴い、沼津市議会では、議員の請負状況の透明性を確保するため、令和6年2月定例会において、「沼津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定しました。

●条例のポイント

- ・議員は、市に対する請負内容を、議長に報告しなければなりません。
(対象とする役務・物件等、契約締結日、契約金額、前年度において受けた支払いの総額)
- ・議長は、報告の一覧を作成しホームページなどにより公表しなければなりません。
- ・報告は、地方自治法第92条の2に規定する請負が対象となります。
(業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で、当該地方公共団体が対価の支払いをすべきもの。)

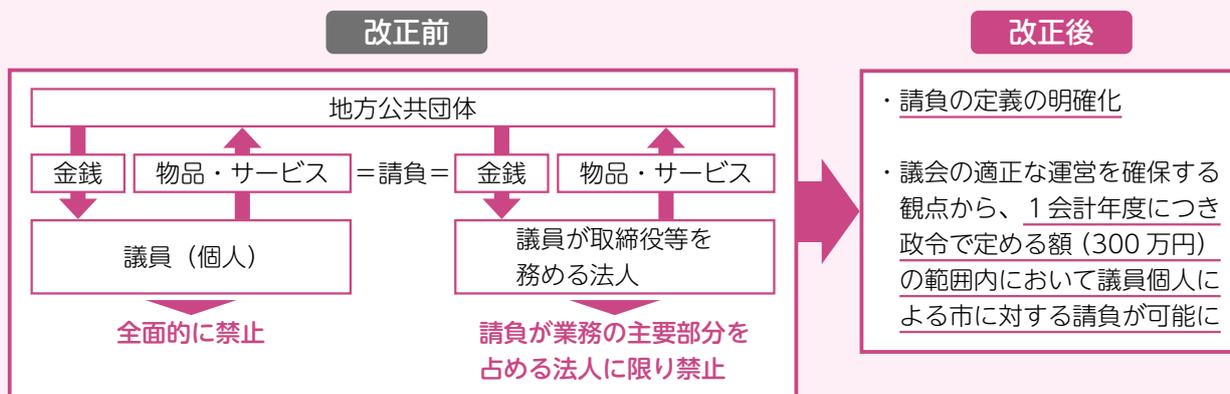
●請負状況の公表

- ・今後、議員から報告があった場合は、請負状況を市議会ホームページで公表していきます。
- ※本条例は、令和5年度における請負から対象となります。



●地方自治法改正の概要

(令和5年3月施行)



議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する